

除雪計画

1. 基本方針

道路は、通勤・通学といった日常生活や、物資の輸送といった経済活動の用に供されており、これは冬期においても止むことはなく、冬季間の交通の安全の確保は重要な課題となっており、安全で安心な道路交通の確保を図るものとする。

2. 除雪期間

除雪期間は、原則として下記のとおりとする。

自 平成30年12月 1日

至 平成31年 3月31日

3. 除雪作業基準

・車道除雪

除雪目標と除雪区分

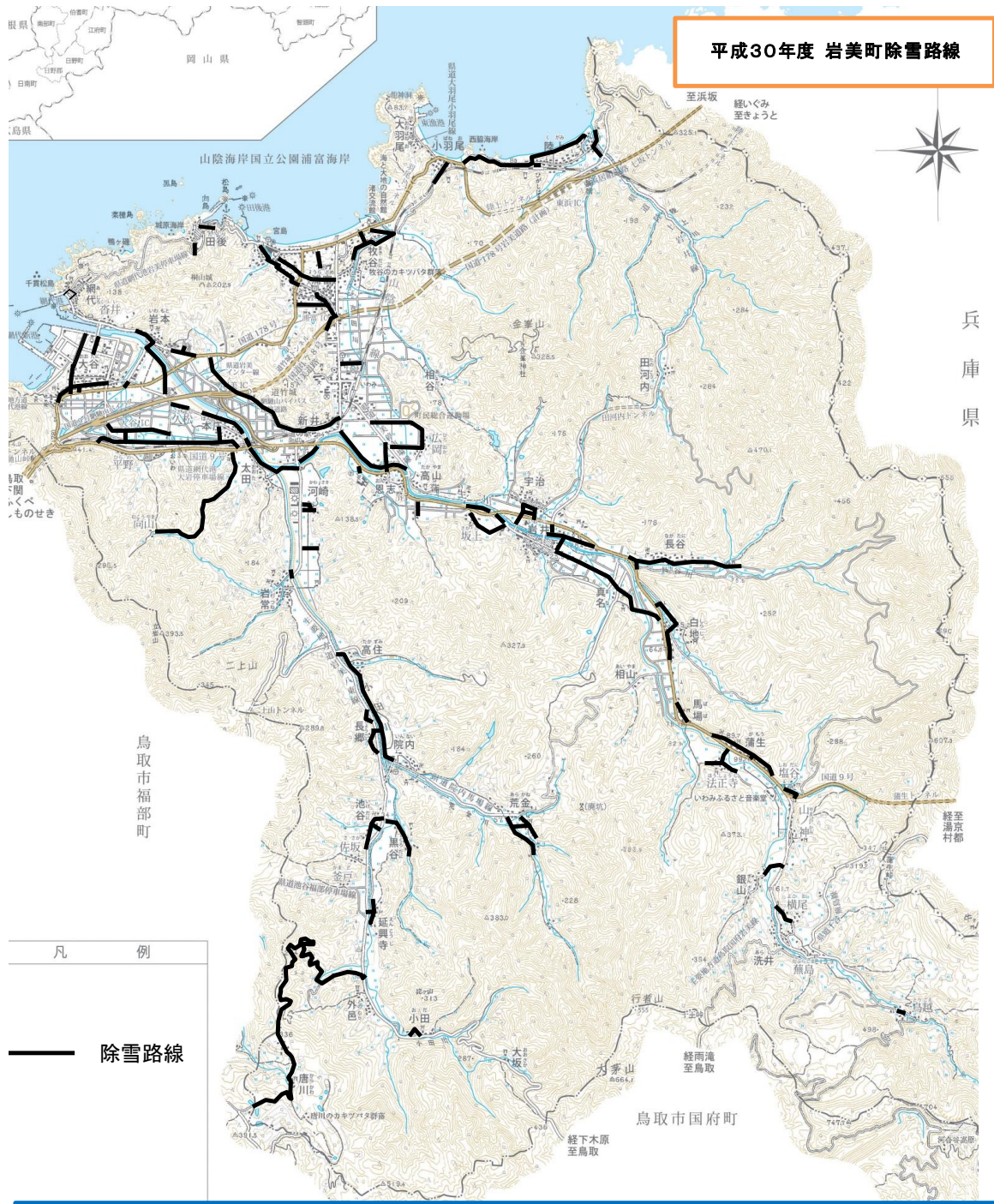
出動基準	
新雪除雪	・路上に新雪が10cm程度になり、その後も降雪が続く恐れのある場合。ただし、大雪警報等により大雪が予想される場合、5cm程度での出動とする。
拡幅除雪	・道路両端に雪堤又は吹き溜まりができて車線の確保が困難となった場合、又はその恐れがある場合。

・早朝除雪について

バス路線を優先的に実施するとともに、除雪の完了は通勤通学時間帯を考慮して午前6時30分を目途とする。ただし、降雪の状況等によりやむを得ない場合は、除雪路線の順番等変更となる場合もある。

4. 除雪対象とする路線の基準

- ・町の主要町道であること。ただし、冬期における通行が危険又は困難な区間で、迂回路の有る区間は除く。
- ・その他、特に必要と認める区間。



平成30年度 岩美町除雪路線

凡 例
 除雪路線

道路の除雪作業にご協力をお願いします

- 早朝、深夜の除雪作業にご理解ください
 早朝や深夜の除雪作業時は、除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。
- 路上駐車をしないでください
 たった一台の路上駐車により、除雪車が進めず引き返さなければならない場合がありますので、路上駐車をしないでください。
- 道路に雪を出さないでください
 除雪車が通った後の道路脇に残った雪を道路に出すことは、交通障害や夜間の路面凍結など、交通事故の原因になりますのでしないでください。
- 出入り口などの雪処理は各家庭・地域をお願いします
 除雪車が通った後、出入り口などに寄せられた雪が残りますが、その雪の処理は各家庭・地域の皆さんでおこなってください。
- 障害物は撤去してください
 車庫の前や車道のふちに鉄板などが設置してあることがありますが、除雪車の破損や、除雪の妨げになりますので取り除いてください。
 (なお、道路部分に無許可で置いてあるものは、破損しても補償できません。)